

「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について（改定その7）」（令和4年12月13日事務連絡）を各都道府県知事宛て通知したところですが、令和5年2月10日に基本的対処方針の一部変更等において、マスク着用の考え方が見直され、令和5年3月13日から適用することとされたこと等を踏まえ、「感染症予防対策に係る認証の基準（案）（別添1）」の見直し等を行いましたので、改定版の事務連絡を通知します。

事 務 連 絡
令和5年2月10日

各都道府県知事 殿

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長
厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
農林水産省大臣官房審議官

飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について
（改定その8）

飲食店における感染防止対策の徹底強化を図るため、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和5年2月10日変更）（以下「基本的対処方針」という。）において、実効性ある第三者認証制度（※1）の普及と第三者認証を取得した飲食店（以下、「認証店」という。）の拡大に努めるものとされています。

また、ワクチン・検査パッケージ制度（※2）を原則として、当面適用しないこととし、認証店において、対象者全員検査（※3）を実施した場合に制限緩和をする（ただし、まん延防止等重点措置区域、又はその他の地域（緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の地域をいう。以下同じ。）において感染拡大の傾向が見られる場合においては、都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、制限緩和をすることも可能とする。）との方向性が示されています。

各都道府県においては、本事務連絡を踏まえ、対応をお願いします。

（※1）飲食店に対する第三者認証制度とは、以下の①～④の4項目を大きな柱として都道府県知事が責任をもって実施する認証制度です。

- ① 専門家等の知見も踏まえた感染症対策基準及びその確認方法を規定
- ② 認証を希望する飲食店からの求めに応じて、一軒一軒個別訪問し遵守状況を適切に確認・指導（現地調査を行う主体は、都道府県職員に限らず、認証の質が担保されるのであれば、都道府県から外部委託を受けた者でも可）
- ③ 認証基準を満たす店のみを認証
- ④ 遵守状況をデータベース化して公表し、認証後も飲食店の再調査などを実施することにより質を担保

（※2）基本的対処方針において、別途定めたワクチン・検査パッケージ制度のことをいう。以下同じ。

ワクチン・検査パッケージ制度の趣旨等については、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（令和3年11月19日）等を参照されたい。

(※3) 緊急事態措置区域及び重点措置区域等において、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を行う者に対する全員検査のことをいう。以下同じ。

対象者全員検査については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和4年1月7日変更)における「対象者に対する全員検査」の取扱いについて」(令和4年1月7日事務連絡)等を参照されたい。

1. 第三者認証制度の基準の作成について

別添1の「感染対策に係る認証の基準(案)」(以下「基準(案)」という。)を基本としつつ、それぞれの都道府県がどのような基準項目とするかについて、各地域の公衆衛生等の専門家の意見を必要に応じて聞いた上で、認証基準を作成ください。なお、以下の(1)～(4)の項目(必須項目)については、必ずその内容を認証基準に含めるようお願いします。

なお、令和5年2月10日の新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」及び基本的対処方針の一部変更において、「令和5年3月13日からマスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とする」とされたことを踏まえ、「(3) 食事中以外のマスク着用の推奨」については、令和5年3月13日以降は、必須項目から削除することとします。各都道府県においては、新たな基準(案)に基づき、認証基準を改定の上、令和5年3月13日以降速やかに適用できるよう、事業者等に周知するようお願いします。

(1) パーティション等の設置(座席の間隔の確保)

全ての座席について、①パーティション等(アクリル板、ビニールカーテン等)を設置(※4、※5)、又は②座席の間隔を1m以上確保していること(※5)。

(※4) 同一テーブル上の正面及び隣席との間、並びに他のテーブルとの間に設置。パーティション等の高さは、目を覆う程度の高さ以上のものを目安とする。

(※5) 少人数の家族や日常的に接している知人等の少人数の同一グループ、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合は除く。

なお、パーティション等を設置する際には、空気の流れを阻害しないようご注意ください。

(2) 手指消毒の徹底

店内入口に消毒設備を設置し、入店時に必ず、従業員が来店者に呼びかけ、手指消毒を実施していること。

(3)食事中以外のマスク着用の推奨 **令和5年3月13日以降削除**

食事中以外のマスクの着用について、来店者に対し掲示や声かけなどで促していること(※6)。

(※6)病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情を鑑み、差別等が生じないように十分配慮するとともに適切な感染対策を講じる。

なお、不織布マスクを推奨させるようお願いいたします。

(4)換気の徹底

- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）の対象施設については、建築物衛生法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしていること。
- 建築物衛生法の対象外施設については、換気設備により必要換気量（一人あたり毎時 30 m³）を確保する、または、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）するなどにより、十分な換気を行っていること。

なお、換気を徹底させるにあたり、CO₂ センサーの使用等により、換気状況の把握に努めさせるようお願いいたします。

また、実地調査で、可能な限り換気の状態を数値にて確認するようお願いいたします。

2. 留意事項について

基準（案）は、今後とも、感染状況等を踏まえ、必要に応じ、国において有識者に諮り、改定します。このため、各都道府県におかれては、基準が随時見直されていくことを飲食店に周知するとともに、継続的に飲食店と情報共有できる枠組みを確保されるよう留意ください。

基準（案）は、認証基準に含めることを必須としている項目（上記1.（1）～（4）の項目）と、認証基準に含めることを任意としている項目で構成されています。基準（案）の任意項目については、各都道府県において、認証基準への採用を独自に判断いただくことが可能です。各都道府県においては、地域の感染状況等を踏まえ、適切な認証基準となるよう検討ください。

なお、都道府県において認証基準を変更する際は、事前に内閣官房、厚生労働省、農林水産省宛てに連絡くださいますようお願いいたします。

また、第三者認証制度導入にあたってのインセンティブとなるよう支援措置として、パーティション、換気設備、消毒液、CO₂センサーなどの導入補助や飲食店向けの感染防止対策コンサルティング支援等についても併せて検討くださ

い。支援措置を講じる際は、地方創生臨時交付金（地方単独事業分・事業者支援分）を活用ください。

3. ワクチン・検査パッケージ制度の適用等について

緊急事態措置区域においては、飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請するものとし、認証店における対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能とされています。

重点措置区域やその他の地域（感染拡大の傾向が見られる場合に必要に応じ）においては、飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請するものとし、都道府県知事の判断により、認証店における対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能とされています。（ただし、まん延防止等重点措置区域等においては、都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、制限緩和をすることも可能とする。）

以下、都道府県知事の判断により、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部）（以下「制度要綱」という。）3.（1）で示すワクチン・検査パッケージ制度を適用して制限緩和を行う場合について、その留意事項を示します。

各都道府県においては、認証店が制度要綱3.（1）で示すワクチン・検査パッケージ制度の適用による行動制限の緩和を希望する場合、以下の点に御留意の上、御対応ください。なお、行動制限の緩和は、希望しない飲食店に強制するものではありません。

- ・認証店は、制度要綱3.（1）で示すワクチン・検査パッケージ制度の適用による行動制限の緩和を受ける場合、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部）、「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」（令和3年11月19日事務連絡）及び「ワクチン・検査パッケージ制度の実施に係る留意事項等について」（令和3年11月19日事務連絡）を遵守すること。
- ・認証店は、制度要綱3.（1）で示すワクチン・検査パッケージ制度の適用による行動制限の緩和を受ける場合、利用者に対し、ワクチン接種歴又は陰性の検査結果のいずれかを選択して提示するよう求めること。（ただし、利用者がワクチン接種歴か検査結果のどちらか一方しか選択できないとすることは、行動制限の緩和の適用対象とはならない。）
- ・制度要綱2.（2）において、「行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、別に定めるところにより、ワクチン・検査パッケージ制度を適用する旨を都道府県に登録すること。」とされているところ、都道府県は登録に当たって以下の①～③を確認すること。

なお、登録については、制限緩和の適用を受ける前までに行うこととし、一律の期限を設けるものではないこと。

- ①制度要綱3.(1)で示すワクチン・検査パッケージ制度の適用による行動制限の緩和を希望する認証店に対して、登録申請書を提出させること。参考として別添2に登録申請書の様式案を添付するが、様式は都道府県で判断いただいて差し支えないこと。
- ②登録申請書により、店舗名、認証時に付与した番号等の店舗を特定するために必要な情報等を確認した上で、登録した認証店(以下「登録事業者」という。)であることが利用者に分かるステッカーを交付し、外から見える位置にステッカーを掲示するように登録事業者へ連絡すること。
- ③利用者が登録事業者だと分かるように表記を工夫した上でホームページ等に公表すること。

4. 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う第三者認証制度の廃止について

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」(令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)においては「オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づける」とされています。また、5類感染症に位置づけられることに伴い、「特措法に基づき実施している住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置は終了する」、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)についても廃止する」とされています。

上記のとおり基本的対処方針が廃止された場合は、同方針に基づく第三者認証制度も廃止されることとなります。廃止後は、政府として、感染症法上の位置づけ変更後も、自主的な感染対策について必要となる情報提供を行うなど、個人及び事業者の取組みを支援していくこととしています。

なお、第三者認証制度の廃止に当たって円滑な移行を図るため、都道府県において十分な準備期間が必要となると考えられます。これを踏まえ、本日以降、本事務連絡及び「飲食店における第三者認証制度の質を担保するための見回りの頻度等の見直しについて」(令和4年12月13日事務連絡)の内容につき、都道府県の判断により、順次運用を弾力化することは差し支えありません。運用の弾力化については、例えば以下のようなものが考えられます。

- ✓ 新規の認証、認証店の質の担保のための見回り等の順次停止
- ✓ 現行の認証店について、特段の手続を必要としない認証期限の延長
- ✓ 運営・広報態勢の縮小